

福島市議会議長	萩 原 太 郎	様
福島市長	木 幡 浩	様
福島市教育委員会教育長	佐 藤 秀 美	様
福島市水道事業管理者	清 野 一 浩	様

福島市監査委員	佐 藤 博 美
同	佐 藤 成
同	尾 形 武
同	丹 治 誠
	(公 印 省 略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和6年度 財政援助団体監査 結果報告書

補助金名 : 令和5年度中学生ドリームアップ事業交付金

補助事業者 : 福島市中学校長会

所管部局 : 教育委員会事務局 学校教育課

令和6年12月27日提出

福島市監査委員

財政援助団体監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

第3 監査の対象

補助金名 : 令和5年度中学校ドリームアップ事業交付金

補助事業者: 福島市中学校長会

所管部局 : 教育委員会事務局 学校教育課

対象期間 : 令和5年4月から令和6年3月までの事業

第4 監査の着眼点

補助金等の交付事務について、次の視点で監査を行った。

- 1 団体が行う収入、支出、契約などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 所管課が団体に対して、適切な指導監督を行っているか

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、補助金等交付申請関係書類等による書面審査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所

2 日程

令和6年8月19日から令和6年12月26日まで

第7 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、補助金等に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確に行われていると認められた。

ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

支出事務関係（補助金等交付事務関係）

中学生ドリームアップ事業交付金において、要綱第3条では市と福島市中学校長会との間で委託契約を締結することが規定されているが、委託契約が締結されていないまま市から福島市中学校長会を経由し各中学校内に組織された事業主体である中学校区実行委員会へ交付金が交付されていた。

中学生ドリームアップ事業交付金において、交付団体である福島市中学校長会及び中学校区実行委員会の事務の執行及び会計処理について、適切に行われていない事例がいくつか見受けられた。

- ・事業終了後に消耗品を購入しており、疑問を持たざるを得ない支出がいくつか見受けられた。
- ・中学校区実行委員会から提出された収支決算書に、交付金の交付により発生した利息が計上されていなかった。
- ・全ての中学校区実行委員会の収支決算書の収支が完全に一致し、繰越金が全く残らない会計処理が行われていた。
- ・福島市中学校長会から全中学校区実行委員会に振り込まれる交付金は、

福島市中学校長会が一括で振込み、その振込手数料を各中学校区実行委員会が負担するため振込手数料を差し引いた交付金が各中学校区実行委員会に入金されているが、収支決算書にはその手数料分がマイナスになっておらず差し引き前の交付額が記載されており、収支決算書と通帳・出納簿が一致していなかった。

- ・上記の事務の執行は、所管課が交付団体である福島市中学校長会と中学校区実行委員会の運用等について、指導監督を適切に行っていなかったためである。